

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
 恵比寿ネオナート
 ジャパン・ホテル・リート投資法人
 代表者名 執行役員 増田 要
 (コード番号：8985)

資産運用会社名
 ジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 青木 陽幸
 問合せ先 取締役 コーポレート本部長 板橋 昇
 TEL：03-6422-0530

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

ジャパン・ホテル・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2026年2月25日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口発行及び投資口売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行

(1) 募集投資口数

下記①及び②の合計による本投資法人の投資口（以下「本投資口」という。）848,991口

① 下記の各募集における国内共同主幹事会社及び海外引受会社の買取引受けの対象投資口として本投資口807,000口

国内一般募集	493,911口
海外募集	313,089口

② 海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象投資口の上限として本投資口41,991口

(2) 発行価格（募集価格）（注1）	1口当たり	79,086円
(3) 発行価格（募集価格）の総額（注2）		67,143,302,226円
(4) 払込金額（発行価額）（注1）	1口当たり	76,584円
(5) 払込金額（発行価額）の総額（注2）		65,019,126,744円
(6) 申込期間（国内一般募集）		2026年3月4日（水）
(7) 申込証拠金の入金期間		2026年3月4日（水）から2026年3月5日（木）まで
(8) 払込期日		2026年3月9日（月）
(9) 受渡期日		2026年3月10日（火）

（注1）引受人は払込金額（発行価額）で買取引受けを行い、発行価格（募集価格）で募集を行います。

（注2）海外引受会社が上記（1）②に記載の権利を全て行使した場合の上限金額です。

<ご注意> この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。
 また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行人又は売出人より入手することができますが、これには発行人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

(1) 売出投資口数		38,709 口
(2) 売出価格	1 口当たり	79,086 円
(3) 売出価格の総額		3,061,339,974 円
(4) 申込期間		2026 年 3 月 4 日（水）
(5) 申込証拠金の入金期間		2026 年 3 月 4 日（水）から 2026 年 3 月 5 日（木）まで
(6) 受渡期日		2026 年 3 月 10 日（火）

3. 第三者割当による新投資口発行

(1) 払込金額（発行価額）	1 口当たり	76,584 円
(2) 払込金額（発行価額）の総額（上限）		2,964,490,056 円
(3) 申込期間（申込期日）		2026 年 4 月 6 日（月）
(4) 払込期日		2026 年 4 月 7 日（火）

（注）上記（3）に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。

<ご参考>

1. 発行価格及び売出価格の算定

(1) 算定基準日及びその価格	2026 年 3 月 3 日（火）	80,700 円
(2) ディスカウント率		2.00%

2. シンジケートカバー取引期間

2026 年 3 月 5 日（木）から 2026 年 4 月 3 日（金）まで

3. 今回の調達資金の使途

国内一般募集における手取金 37,825,680,024 円については、海外募集における手取金上限 27,193,446,720 円と併せて、本投資法人による新たな特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）第 2 条第 1 項における意味を有します。以下同じです。）である「ハイアット リージェンシー 東京」（注 1）の取得資金の一部として、2026 年 3 月 13 日に充当します。残余が生じた場合には、国内一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限 2,964,490,056 円と併せて、手元資金とし、将来の特定資産の取得資金の一部又は既存物件の競争力維持・向上のための修繕及び資本的支出に充当します。

（注 1） 詳細については、2026 年 2 月 25 日付「国内不動産信託受益権等の取得及び貸借に関するお知らせ（ハイアット リージェンシー 東京）」をご参照ください。

（注 2） 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

以 上

* 本投資法人 URL : <https://www.jhrth.co.jp/>

<ご注意> この文書は、本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法（その後の改正を含みます。）に基づいて証券の登録を行うか、又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられ、当該プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は売出人より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。